

## 公益財団法人北上市スポーツ協会加盟団体助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人北上市スポーツ協会定款第4条第2号に定める事業を推進するため、加盟団体（以下「団体」という。）に交付する助成金に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象は、競技団体及び地区団体とする。

(申請手続き)

第3条 助成金の交付を受けようとする団体は、毎年6月末日までに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、第2号及び第3号の書類は総会資料をもって代えることができる。

- (1) 加盟団体助成金交付申請書（様式第1）
- (2) 事業計画書（任意様式）
- (3) 収支予算書（任意様式）

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、競技団体にあつては7万円、地区団体にあつては6万円を限度とする助成金限度額に、次の各号に掲げる配分率を上限として決定した率を乗じて得た金額の合計額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 均等割（40%）
- (2) 会員数(世帯数)割（30%）
- (3) 事業割（30%）

2 前項第2号及び第3号の額は、団体の事業計画書並びに収支予算書に基づき、別表第1及び別表第2の配分率により会長が定める。

(助成金の交付)

第5条 前条の規定により算定した助成金は、7月末日までに加盟団体助成金交付決定通知書（様式第2）により団体に通知し、8月10日までに銀行振込により交付するものとする。

2 新たに加盟した団体に対する助成金は、次年度から交付するものとする。

(報告書の提出)

第6条 助成金の交付を受けた団体は、翌年度6月末日までに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、第2号及び第3号の書類は総会資料をもって代えることができる。

- (1) 加盟団体助成金事業完了報告書（様式第3）
- (2) 事業報告書（任意様式）

(3) 収支決算書（任意様式）

(4) 助成金（事業割）収支内訳書（様式第4）

2 助成金（事業割）収支内訳書には、領収書を添付しなければならない。

3 計画した事業を実施しなかった団体は、その事業に係る事業割を返還しなければならない。

（改廃）

第7条 この要綱の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

（補則）

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公益法人の設立の登記の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条第1項第2号関係）

会員数（世帯数）割配分率

区分	競技団体(会員数)	地区団体(世帯数)	配分率
1	451人以上	3,501世帯以上	30%
2	250～450	2,501～3,500	27
3	151～250	1,501～2,500	24
4	101～150	1,000～1,500	20
5	71～100	801～1,000	15
6	51～70	601～800	12
7	31～50	501～600	10
8	21～30	401～500	9
9	11～20	301～400	7
10	10人以下	300世帯以下	5

別表第2（第4条第1項第3号関係）

事業割配分率（競技団体）

区分	主催事業数	配分率	区分	市民体育大会 主管競技数	配分率
1	9事業以上	20%	1	2競技以上	10%
2	7～8	16			
3	5～6	12			
4	3～4	8	2	1	5
5	1～2	5	3	0	0
6	0	0			

事業割配分率（地区団体）

区分	主催事業数	配分率	区分	市民体育大会 参加競技数	配分率
1	9事業以上	20%	1	19競技以上	10%
2	7～8	16	2	17～18	9
			3	15～16	8
3	5～6	12	4	13～14	7
			5	11～12	6
4	3～4	8	6	9～10	5
			7	7～8	4
5	1～2	5	8	5～6	3
			9	3～4	2
6	0	0	10	2競技以下	1